

十月五日、十一月五日、七分値上り、労務者側への割上分値上
ラ主張シ交渉成立セザレシ因ル

経過 事業主側への労務者側への態度の憤慨も、ト筆談ノ悪化ヲ慮リ組合
長等在外四名、誠意ヲ通告セリ、七解任ノ通告ヲ受テ、労務者側への

力対策協議復職ヲ依頼スルトナリ、翌二日、早朝、永江外二名の事業
主への依頼ヲ受テ、同日、陶同盟、中濃聯合会、執行委員等長、大野

ノ志援ヲ求メ、トメ、大野、早朝八時、事業主との面会ヲ行ハシ、
絶エ止テ、今、事業主、復職業加料ニ此レヨリ、調停才ヲ依頼シ、
人ノ斡旋ニテ、ト記、調停業、(一)在外四名、誠意者ヲ復職セシムル

ハ、洋物工場、十月十五日、五日、十日、七日、他上、トニ、
内、調解決